

第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画(案)に対する意見要旨と市の考え方一覧

《反映状況の凡例》

- A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
 C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします D:その他

No.	章	ページ	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	反 映 状 況
1	2	6	<p>私も施設に入所していたことがあります、今は地域で自立生活をしています。私のように地域で暮らせるよう、少しでも施設入所の人数が減ってくれればいいと思います。このため、「1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の表2-1について、以下のとおり修正をお願いします。</p> <p>《令和5年度末における施設入所者数》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標 令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減する。 ・目標の考え方 本市では、地域生活への移行希望者に対し、在宅での生活の支援やグループホームへの入居支援等を行っています。また、施設への入所を希望する待機者は多く、令和2年7月末現在で81名となっていますが、その一方で本市では地域で暮らし続けている障がい者も多く、その事例を研究し入所希望を見直し地域で暮らし続けられるような支援策に取り組むことにより、入所待機者の削減にも取り組みます。 	ご意見でもいただいておりますように、入所施設から在宅に移り、自立した生活を送っている方がいらっしゃることは認識しております。 一方で、生活の場については、個々の障がいの状況により、多様なニーズがあることから、本市の職員もご本人や保護者の方から聞き取りをしながら、希望する生活ができるよう支援させていただいております。 このため、施設入所者の施設入所者の削減に係る目標設定については、慎重に取り扱っていきたいと考えております。 なお、計画案にもありますとおり、地域での生活へ移行を希望する方に対しても、窓口等での相談や関係事業者との連携を通して、引き続き希望に沿った支援を行うよう努めてまいります。	C
2	2	6	「1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の表2-1について、私には、施設入所を希望し、実際に入所となった友人がいますが、本人が希望したというよりは、保護者の高齢化で介助ができなかったり、将来が不安ということから入所に至ったと考えています。越谷市で入所希望者の多くが同じような理由から希望しているのだと思いますが、私のように失敗はしながらも地域で暮らしている人もたくさんいます。そのような例を是非参考にして、越谷市なりの施設入所者数の削減目標を設定し、施設入所希望者を減らす努力をしてほしいと思います。	ご意見でもいただいておりますように、入所施設から在宅に移り、自立した生活を送っている方がいらっしゃることは認識しております。 一方で、生活の場については、個々の障がいの状況により、多様なニーズがあることから、本市の職員もご本人や保護者の方から聞き取りをしながら、希望する生活ができるよう支援させていただいております。 このため、施設入所者の施設入所者の削減に係る目標設定については、慎重に取り扱っていきたいと考えております。 なお、計画案にもありますとおり、地域での生活へ移行を希望する方に対しても、窓口等での相談や関係事業者との連携を通して、引き続き希望に沿った支援を行うよう努めてまいります。	C
3	2	6	<p>「1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の表2-1について、令和5年度末における施設入所者数の目標設定がありませんが、国の指針に沿って設定すべきと考えます。施設への入所を希望する待機者が81名と多いため削減目標を設定しないという考え方には理解できますが、むしろ待機者が多いからこそ、その理由を分析し施設入所を希望せずに地域で暮らし続けられるような取組みを検討していくことで、施設入所者数の削減を設定すべきと考えます。目標の考え方の修正案は以下のとおりです。</p> <p>【目標の考え方】</p> <p>本市では、地域生活への移行希望者に対し、在宅での生活の支援やグループホームへの入居支援等を行っています。一方で、施設への入所を希望する待機者は多く、令和2年7月末現在で81名となっていますが、入所を希望する背景、事情を分析し、地域で暮らし続けられる取り組みを検討することで、施設入所者数の削減を目指します。</p>		C

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
D:その他

No.	章	ページ	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	反 映 状 況
4	2	6	<p>「1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の表2-1について、下記のとおり修正をお願いします。</p> <p>《令和5年度末までの地域生活移行者数》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標 13人 ・目標の考え方 令和元年度末時点の施設入所者数(201人)のうち<u>6%</u>が地域生活へ移行 <p>《令和5年度末における施設入所者数》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標 <u>令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減する。</u> ・目標の考え方 本市では、施設への入所を希望する待機者は、令和2年7月末現在で81名となっているが、市内の重度障害者の自立生活事例を研究し支援施策を強化し「越谷モデル」として、待機者を自立生活者に転じて行くこと。それと相まってより労力を必要とする地域移行については、その前段階の支援について独自の補助を相談支援事業に付けたり、体験外出・宿泊のための介助制度を検討する等により目標を達成する。 	<p>意見No.1、2及び3に対する考え方にもありますように、生活の場については、個々の障がいの状況により、多様なニーズがあると認識しております。</p> <p>このため、施設入所者の削減に係る目標設定については、慎重に取り扱っていきたいと考えております。</p> <p>また、施設入所からの地域生活移行者数についても、同様の考え方から、第5期計画期間の実績を勘案した目標としております。</p> <p>なお、計画案にもありますとおり、地域での生活へ移行を希望する方に対しても、窓口等での相談や関係事業者との連携を通して、引き続き希望に沿った支援を行うよう努めてまいります。</p>	C
5	2	7	<p>「2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の表の下の文言について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>上記の目標については、国・県の基本指針のとおりとして設定し、また保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置等により、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。</p>	<p>本項目については、【国の基本指針及び県における目標】の表中にはありますように、国からは、精神病床からの地域生活への移行に関する目標を設定することを求められています。</p> <p>しかし、対象が全国の病院等となることから、本市市民の精神病床の入退院の状況については、把握が困難であるため、本項目は埼玉県が県全体の目標値を定めることとなっております。</p> <p>上記のことを読み取れるようにするために、ご意見をいただいた箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】</p> <p>上記の目標については、本市市民の精神病床における入退院の状況の把握が困難であることから、埼玉県の障害者支援計画で全県の目標として設定しますが、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置等により、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。</p>	D

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

D:その他

No.	章	ページ	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	反 映 状 況
6	2	8	<p>「3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の表2-3について、下記のとおり修正をお願いします。</p> <p>《地域生活支援拠点等の整備》</p> <p>・目標 令和3年度末までに、地域生活支援拠点等を整備するための検討を進める。</p> <p>【目標の考え方】 前期計画では、「令和2年度末までの整備」が目標でした。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、障害者地域自立支援協議会の専門部会において、設置に向けた協議が進められなかつたため、令和3年度末までに、整備に向けた検討を進めるものです。</p> <p>【整備の方向性】 当市においては「分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」という基本理念から、多機能拠点型ではなく面的整備型をめざす方向で協議を行います。またそのために県、国に対し機能強化のための予算等を求めていくことなども大切になります。</p>	<p>地域生活支援拠点等については、越谷市障害者地域自立支援協議会の専門部会を設置し、検討を進めることとしております。 いわゆる「多機能拠点型」及び「面的整備型」のどちらの類型で整備を進めるのかについても、当該部会で今後検討していく事項であるため、計画案のとおりの表記としております。 検討を進めるにあたっては、いただいたご意見を参考とさせていただきます。</p>	C
7	2	8	<p>「3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の表2-3について、目標は地域生活支援拠点等を整備するための検討を進めるとなっていますが、地域生活支援拠点等は、6ページの施設入所者数削減のため重要な取組みになると考えられることや、越谷市の場合、地域で暮らし続けられるような取り組みが積み重ねられていることから、ぜひ面的整備の考え方方に立って進めてもらいたいたため、以下のとおり、具体的に書いてほしいと思います。</p> <p>《地域生活支援拠点等の整備》</p> <p>【目標の考え方】 前期計画では、「令和2年度末までの整備」が目標でした。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、障害者地域自立支援協議会の専門部会において、設置に向けた協議が進められなかつたため、令和3年度末までに、面的整備を基本として整備に向けた検討を進めるものです。</p>		C

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

D:その他

No.	章	ページ	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	反 映 状 況
8	2	9	<p>「4. 福祉施設から一般就労への移行等」の【国の基本指針及び県における目標】の表の下の文言について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>本市においては、国の基本指針及び県の考え方を踏まえ、次ページの表2-5のとおり目標を設定します。なお、障がい者が就労していくための条件を模索するため、市関連業務における就業機会の拡大を図るとともに、障害者が生活している地域社会の公共機関や民間事業所等での職場参加・職場実習を行い、障がい者が地域社会での就労能力や社会適応力を高めていくこととともに、事業所の障がい者就労に対する理巣を深め、多様な雇用・就労形態も視野にいれた雇用対策の充実を図ることを目的に障害者地域適応支援事業を実施し、福祉施設から一般就労への移行を後方支援します。</p>	<p>本項目は、障がい者就労支援に係る施策のうち、就労移行支援事業などの障害福祉サービスの充実に関する目標を設定しています。ご意見にもありました市関連業務における就業機会の拡大や障害者地域適応支援事業の充実も含んだ本市の障がい者就労支援については、第5次越谷市障がい者計画に記載する予定です。</p>	C
9	2,3	11,38	<p>11ページの「5 障がい児支援の提供体制の整備等」及び38ページの「3 障がい児支援の見込量と見込量確保の方策」について、国の基本指針では、強度行動障がい及び高次脳機能障がいのある障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある旨の記載があります。このことを踏まえ、高次脳機能障がい児への支援について、越谷市としてどのように体制を構築し、どのように支援していくのかを計画に記載してください。</p> <p>また、越谷市の高次脳機能障がい児の相談人数を数値目標に位置づけ、支援の評価を行ってください。</p>	<p>本計画では、個々の障がいニーズによらず、全ての障がい児を対象に計画を策定しているため、計画案の表記としております。</p> <p>今後につきましても、関係機関と連携し引き続き希望に沿った支援を行うよう努めてまいります。</p>	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
D:その他

No.	章	ページ	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	反 映 状 況
10	2	13	<p>「6. 相談支援体制の充実・強化等」の【国の基本指針及び県における目標】の表の下の文言について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>本市においては、国の指針及び県の考え方を踏まえ、次の表2-10のとおり目標を設定します。なお、相談支援体制の役割が増大している半面で、連携が必要な地域の計画相談事業者の報酬が少なく廃業の連鎖も予想されているため、県・国による支援の要請を併せて行っていきます。</p>	<p>市内で障害福祉サービス事業所等へのアンケート調査結果においても、計画相談を行う事業者が不足しているという声が挙がっており、計画相談を実施する事業所の整備は引き続き推進するべきと考えております。</p> <p>このことから、ご意見を踏まえ、24ページの相談支援に係る「(4)-3 見込量確保のための方策」の文言を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】</p> <p>計画相談については、市内の障害福祉サービス事業者等へのアンケート調査において、不足しているとの声が多かったため、引き続き指定特定相談支援事業所の整備を促進します。また、地域移行支援及び地域定着支援は、利用実績が少ないため、施設入所から地域生活への移行者や入院から地域生活へ移行する精神障がい者等の利用につながるように、制度の周知及びサービスの提供体制の充実を図ります。</p>	A
11	2	14	<p>「7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築」の【国の基本指針及び県における目標】の表の下の文言について、下記のとおり修正をお願いします。</p> <p>本市においては、国の指針にある「障害の有無によって分け隔てられることなく、また県の計画の基本理念である「障害のある人が社会の構成員として、障害のない人と分け隔てられることなく」と本市の計画の「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく」との基本理念に照らし、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等を、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる方向で、また利用者と提供者が分け隔てられずともに生きる関係を形成する中で提供できているのかについて検証を行うとともに、さらにともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる方向でサービスの質の向上を図るための取組みを実施する体制の構築を行います。</p>	<p>本計画の基本理念は、第5次越谷市障がい者計画と同じ「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を掲げることとしております。</p> <p>このため、本項目の記載についても、この基本理念を踏まえたものとして記載しております。</p> <p>また、サービスの利用者と提供者が分け隔てられず、ともに生きる関係の形成については、福祉分野全体の課題として出てきている「地域共生社会」の実現の考え方へ沿って進めてまいります。</p>	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します
C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
D:その他

No.	章	ページ	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	反 映 状 況
12	3	17	「② 重度訪問介護」の説明文について、下記のとおり加筆をお願いします。 居宅において、重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助等のほか、外出時における移動中の介護を、総合的に行います。また、利用者が入院時に病院等の職員と意志疎通を行う上で、見守りを含む必要な支援等も必要に応じて行います。	平成30年4月の障害者総合支援法の改正で、重度訪問介護の訪問先が拡大され、病院や介護保健施設等に入院している場合にも、入院をする以前から重度訪問介護を利用している障害支援区分6の方に対し、入院時における意思疎通支援を提供できることとなっています。 このため、ご意見を踏まえ、以下の文言を末尾に追加します。	A
13	3	17	「② 重度訪問介護」の説明文について、障害程度区分6に限ってですが、厚生労働省も認めている入院時の介助についても明記すべきだと考えます。 居宅において、重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助等のほか、外出時における移動中の介護、さらには入院時の介護を、総合的に行います。	【追加文】 また、病院等への入院・入所時における職員との意思疎通の支援その他の支援を行います。	A
14	3	26,46	26ページの「(3)相談支援事業」及び46ページの「6 相談支援体制の充実・強化等に係る取組み」について、計画案の5ページに国的基本指針の抜粋として、「(5)強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい者に対する支援体制の充実」の記載があります。また、障害者総合支援法の地域生活支援事業には、市町村が行う「一般的な相談支援」及び都道府県が行う「専門性の高い相談支援」に高次脳機能障がい者に対する相談支援が位置づけられています。これらのことと踏まえ、高次脳機能障がいや若年性認知症のある方への相談支援について、計画に記載してください。 特に、高次脳機能障がいのある方への相談については、高次脳機能障がい児者の相談人数を数値目標に位置づけ、相談体制の評価をしながら、整備を図っていく旨を記載してください。	ご意見をいただいた項目は、障がい者に向けた全般的な相談支援の充実について記載しておりますので、特定の障がい種別のみを特筆した表現をしないこととしております。 なお、高次脳機能障がいのある方に対する相談支援については、第5次越谷市障がい者計画(案)の73ページ「①-7 高次脳機能障がい者への相談支援の充実」にもありますように、関係機関と連携して適切な支援の提供を図ります。 また、若年性認知症のある方に対する相談支援については、「第5次越谷市障がい者計画(案)に対する意見要旨と市の考え方一覧」の意見No. 26にありますように、第5次越谷市障がい者計画に若年性認知症のある方への相談支援に関する項目を新たに記載する予定です。	C
15	3	37	下記のとおり項目の追加をお願いします。 (13)-4 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援 重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や 通勤の支援について、必要に応じ実施を検討します。	令和2年3月の地域生活支援事業実施要綱の改正により、市町村任意事業に「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業」が新たに位置付けられました。 近隣ではすでにさいたま市が事業を実施しておりますが、本市では検討課題とし、引き続きニーズの把握及び国や他自治体の動向に注視していく考えですので、計画案のとおりの表記としております。	C

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

D:その他

No.	章	ページ	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	反 映 状 況
16	3	40	<p>「(3)保育所等訪問支援」の「(3)ー3 見込量確保の方策」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>利用実績は少ないものの増加傾向にあり、アンケート調査でも利用希望の高いサービスとなっています。そのため、障がいの有無に関わらず、早期から家族や友達、保育所、幼稚園、学校の先生、そして地域の人々等と関わりをもち、様々な経験を積みながら、学び、生きる力を身に付けていくように、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図り、「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るために手引書」を活用し、事業所の立ち上げの支援も含め、訪問支援が円滑に行えるよう、訪問先機関に対し事業の理解を促すとともに、子育て支援担当部局や教育委員会等、関係機関との連携を図ります。</p>	<p>本計画の基本理念は、第5次越谷市障がい者計画と同じ「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を掲げることとしております。</p> <p>このため、本項目の記載についても、この基本理念を踏まえたものとして記載しております。</p>	B
17	3	43	<p>「(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場」の「(1)ー1 保健・医療・福祉関係者による協議の場の概要」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するにあたり、保健・医療・福祉関係者、精神障害当事者・家族等が協議の場を通じて、互いに顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化したうえで、システムの構築に資する取組みを推進します。</p>	<p>保健・医療・福祉関係者の協議の場については、障害者地域自立支援協議会の専門部会がこの役割を担うことを想定し、開催に向けた検討を進めております。</p> <p>このため、計画案の修正はいたしませんが、精神障がい当事者、家族等に参画いただくことについても検討を進めてまいります。</p>	C
18	3	48	<p>「(1)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制の構築」の「(1)ー1 障害福祉サービスの質を向上させるための取組みの概要」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入していることから、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等を、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らす方向で、また利用者と提供者が分け隔てられずともに生きる関係を形成する中で提供できているのかが重要です。そのため、以下の取組みを実施もしくは実施に向けた検討を進めることにより、サービスの決定を担う市職員の資質向上及び事業者が行う事業の質の向上を図ります。</p>	<p>本計画の基本理念は、第5次越谷市障がい者計画と同じ「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を掲げることとしております。</p> <p>このため、本項目の記載についても、この基本理念を踏まえたものとして記載しております。</p>	B

《反映状況の凡例》

A:意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します

C:計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします

B:すでに計画案に意見の趣旨が含まれています

D:その他

No.	章	ページ	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	反映 状況
19	4	50	<p>「第4章 計画の実現に向けて」の冒頭の文について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>計画の実現にあたっては、サービスを利用する障害者等のニーズの把握に努めるほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要であり、その上で行政や関係機関、市民が情報を共有し、共通理解のもと各方策等に取り組むことが重要です。また、保健・福祉・教育などの行政の各分野だけでなく、社会福祉協議会、障がい者団体、サービス提供事業者等との連携を図るとともに、事業所の設置を検討している法人等に対し情報提供を行い、社会資源の充実を図ることが必要です。</p> <p>さらには、障がい者等への虐待の防止など、サービス提供事業所等における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等の充実を図ることも必要です。</p> <p>また、そのためには、各年度における計画の達成状況を点検・評価し、対策を行うことが不可欠となります。</p>	<p>ご意見のとおり、本計画の実現にあたっては、サービスを利用する障がい者等のニーズ把握及びその希望に沿った適切な自立支援を行うことが重要であることから、以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正後】</p> <p>計画の実現にあたって、サービスを利用する障がい者等のニーズの把握に努めるとともに、障がい者等の希望に沿った生活を送れるよう支援するため、行政や関係機関、市民が情報を共有し、共通理解のもと各方策等に取り組むことが重要です。また、保健・福祉・教育などの行政の各分野間だけでなく、社会福祉協議会、障がい者団体、サービス提供事業者等との連携を推進するとともに、事業所の設置を検討している法人等に対し情報提供を行い、社会資源の充実を図ります。さらに、障がい者等への虐待の防止など、サービス提供事業所等における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等の充実を図ることも必要です。</p> <p>計画の進行管理については、各年度における計画の達成状況を点検・評価し、対策を行います。</p>	A
20	4	51	<p>「(4)権利擁護の推進」について、下記のとおり加筆をお願いします。</p> <p>障がい者等に対する虐待の背景には、サービス提供者と利用者が必ずしも対等な立場なく、「密室性」が生じやすく、利用者側の権利が軽視・無視されやすい現状があります。法に基づく「自己決定に基づく契約によるサービスの利用」のために障がい者本人が他者と体験や意思を伝え合える関係が大切です。その上で虐待を未然に防止するため、市民や事業所等に対して、障害者虐待防止法※7等の周知・啓発に努めるとともに、虐待の早期発見や早期対応、緊急一時保護のための居室の確保など、障がい者施設等の関係機関との協力体制の充実を図るとともに、障がい者等やその家族などが孤立することのないよう、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を図ります。</p>	<p>「(4)権利擁護の推進」では、福祉サービス事業者だけでなく、養護者や使用者(障がい者が働く企業の事業主等)からの虐待の防止を図ることとしております。</p> <p>また、虐待の背景については、様々な要因があると考えているため、計画案のとおりの表記としております。</p>	C